

ご利用ください 付加年金制度

付加年金は、昭和45年10月に始まった任意加入の制度で、毎月の国民年金保険料に400円をプラスすることで、将来(65歳から)「200円×支払った月数」の付加年金が国民年金に加算されます。この制度では、毎年「200円×支払った月数」が受け取れるため、3年目からは支払った金額以上になるというメリットがあります(下図参照)。また、付加年金の受取金額は一生変わりません。ぜひ、みなさんご加入ください。

申 年金手帳と印鑑を持参し、保険年金課へ(※保険料納付を免除されている方や厚生年金・共済組合に加入している方と、その配偶者である第3号被保険者、国民年金基金に加入している方は申し込みできません)。

問 厚木社会保険事務所(☎23・7171)、保険年金課(☎23・4596)。

【例】	付加保険料を10年間(120ヵ月)支払った場合
	400円 × 120ヵ月 = 48,000円
	受け取れる付加年金額
	・1年目(65歳) 200円 × 120ヵ月 = 24,000円
	・2年目(66歳) 200円 × 120ヵ月 = 24,000円
	(2年で支払い金額と同額の48,000円)
	・3年目(67歳) 200円 × 120ヵ月 = 24,000円
	⋮
	毎年受け取れます
	※物価スライドによる受け取り額の変更なし

市では、貴重な「緑」を守る・つくる・育てるため、次のとおり各種緑化事業を進めています。

①緑化奨励制度

市の貴重な緑を守るため、市環境保全条例による自然緑地保全区域や自然緑地保存樹木の指定を地権者の協力を得て行っています。また、住宅地の緑を増やす方法として、生垣に対する奨励制度を設けています。

◇自然緑地保全区域

樹木が健全で、区域内の面積が500㎡以上の樹林地を自然緑地保全区域として指定し、所有者等に奨励金を交付しています。

◇自然緑地保存樹木

幹周り1・5以上など一定の条件を満たす樹木を自然緑地保存樹木として指定し、所有者の方に奨励

金を交付しています。

◇生垣設置

住宅地に新たに生垣を設置または植え替えをする方で、一定の条件を満たす場合、所有者等の方に奨励金を交付しています。

◇保存生垣

既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

②緑地の公有化

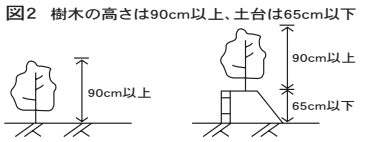
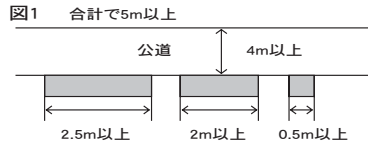
自然や景観にすぐれた樹林地を公有化し、市民のみなさんが自然とふれあう場所として開放しています。現在、上今泉秋葉台自然緑地・伊勢山自然公園など全4万883㎡を公有化しています。

③緑化意識の啓発活動

市では、緑化まつりや市緑化推進協議会を通じて

自然緑地保全区域等指定制度		
制 度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対 象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹周り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さ3m以上あり、健全で美観にすぐれてる樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円、並木の場合は1本につき1,000円
昨年度末の状況	約18.7万㎡を指定済	樹木143本、並木16本を指定済

生垣設置等奨励制度		
制 度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが5m以上であること、=図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1mにつき3本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が奨励するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビャクシン類を除く ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること=図2参照 ⑤その他	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること ②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます
奨励金額	1mにつき5,000円(端数は切り捨て)当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1mにつき400円(端数は切り捨て)。年度途中に指定を受けた場合で指定期間が6ヵ月に満たない場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	公園緑地課へ申請してください
昨年度末の状況	平成17年度は、64m設置済	3,465m指定済



「緑化ポスターコンクール」や「緑の写真館」の作品を募集し、緑化意識の向上を図っています。また、「里山体験」などの体験事業、地域団体の緑化活動を助成する「地域緑化事業」など、

みどりのまちづくり推進のため活動しています。

④市みどり基金

「海老名市みどり基金」は昭和61年に設置され、みなさんからの寄付金や市の一般財源を積み立て、緑化事

業や緑を保全する緑地公有化事業に活用しています。緑化まつりなどのイベント会場や公園緑地課で受け付けていますので、みなさんのご協力をお願いします。

問 同課(☎23・9489)。

市では、男女共同参画推進活動の知識を学ぶセミナーを開催します。

地域で男女共同参画を進めるには、日常生活で「女は：」「男は：」という固定的な考え方にとらわれない「リーダー」(伝え手・担い手)が必要です。リーダーとしての力を養うため、ぜひご参加ください。

▽日時 10月20日・27日、11月10日の毎金曜(全3日間) 午後1時30分～3時30分

▽会場 市役所702会議室(2日目のみ701会議室)

▽対象・定員 市内在住、在勤で原則3日とも参加できる方・30人

▽内容 1日目Ⅱ「男女共同参

画を進めていく意味くあらためて確認してみよう」、2日目Ⅱ「地域での具体的な行動・実践の試み」どんな力が必要なのか」、3日目Ⅱ「これからの女性リーダーに求められる要件」実践して学び、学んで実践する」※各回とも講義と演習

▽講師 さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター・下村美恵子氏

▽参加費 無料

▽主催 市、県立かながわ女性センター ※託児あり(予約制)。

申 問 10月13日(金)までに電話または直接、広聴相談課(☎23・4568)へ。

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

市では、男女共同参画推進活動の知識を学ぶセミナーを開催します。

地域で男女共同参画を進めるには、日常生活で「女は：」「男は：」という固定的な考え方にとらわれない「リーダー」(伝え手・担い手)が必要です。リーダーとしての力を養うため、ぜひご参加ください。

▽日時 10月20日・27日、11月10日の毎金曜(全3日間) 午後1時30分～3時30分

▽会場 市役所702会議室(2日目のみ701会議室)

▽対象・定員 市内在住、在勤で原則3日とも参加できる方・30人

▽内容 1日目Ⅱ「男女共同参

画を進めていく意味くあらためて確認してみよう」、2日目Ⅱ「地域での具体的な行動・実践の試み」どんな力が必要なのか」、3日目Ⅱ「これからの女性リーダーに求められる要件」実践して学び、学んで実践する」※各回とも講義と演習

▽講師 さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター・下村美恵子氏

▽参加費 無料

▽主催 市、県立かながわ女性センター ※託児あり(予約制)。

申 問 10月13日(金)までに電話または直接、広聴相談課(☎23・4568)へ。

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

10月1日から、出産育児一時金・葬祭費の支給金額が次のとおり変わります。

●出産育児一時金

国保加入者の方が出産された場合(妊娠85日以上の出産で、生産・死産・人工流産などの別は問いません)の出産育児一時金の支給額が、30万円から35万円に引き上げられます。また、この一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

市では、男女共同参画推進活動の知識を学ぶセミナーを開催します。

地域で男女共同参画を進めるには、日常生活で「女は：」「男は：」という固定的な考え方にとらわれない「リーダー」(伝え手・担い手)が必要です。リーダーとしての力を養うため、ぜひご参加ください。

▽日時 10月20日・27日、11月10日の毎金曜(全3日間) 午後1時30分～3時30分

▽会場 市役所702会議室(2日目のみ701会議室)

▽対象・定員 市内在住、在勤で原則3日とも参加できる方・30人

▽内容 1日目Ⅱ「男女共同参

画を進めていく意味くあらためて確認してみよう」、2日目Ⅱ「地域での具体的な行動・実践の試み」どんな力が必要なのか」、3日目Ⅱ「これからの女性リーダーに求められる要件」実践して学び、学んで実践する」※各回とも講義と演習

▽講師 さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター・下村美恵子氏

▽参加費 無料

▽主催 市、県立かながわ女性センター ※託児あり(予約制)。

申 問 10月13日(金)までに電話または直接、広聴相談課(☎23・4568)へ。

問 (= 問い合わせ先) の電話番号は各部署への直通電話の番号です

障害者の地域生活支援事業がスタート

10月から障害福祉サービス体系が再編され、国で行う事業「介護給付」「訓練等給付」と、市町村で行う事業「地域生活支援事業」に分けられます。

市で行う「地域生活支援事業」は、市の特性や利用者の状況に合わせた内容で、国の「介護給付」「訓練等給付」と併せて、障害者の地域生活を支える事業となります(左表参照)。詳しい内容は障害福祉課へお問い合わせください。

問 同課(☎23・4813)。

事 業 名	内 容	備 考
①相談支援事業	障害福祉サービスの利用調整・地域生活に関する相談窓口を市役所以外の施設などに事業委託して設置します。	市が委託する相談支援事業所の窓口または電話で直接相談できます。委託事業所は決定次第広報等でお知らせします。
②コミュニケーション支援事業	聴覚・言語・音声障害の方への手話通訳者・要約筆記者の派遣、障害福祉課窓口到手話通訳者を設置します。	利用料は無料です。
③日常生活用具給付事業	主に重度の障害がある方に対し、日常生活での利便性を高める用具を給付します。(ストマ用装具は、補装具の対象から移行)	現在と同じ内容ですが、給付品目や基準単価は適宜見直す予定です。市民税の所得割額が50万円を超える方は対象外となります。
④移動支援事業(外出介護)	全身性障害、視覚障害、知的障害または精神障害の方で、屋外の移動が困難な方に外出を支援します。	これまでの「外出介護」と同じサービスです。(利用料の95%を給付)
⑤地域活動支援センター事業	障害のある方の日中活動(創作活動や社会交流活動など)の場を提供します。(定員規模や事業所によって活動内容が異なります)	平成19年4月以降実施見込みです。
⑥日中一時支援事業(日中短期入所)	障害者がいる家族の就労支援や放課後支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。	現在の「日帰り短期入所」と「児童デイサービス」を合わせた内容です。(利用料の95%を給付)
⑦福祉ホーム運営費補助事業	低額の料金で、居室その他の設備を利用して、日常生活を送ることができる精神障害者の社会復帰施設などの運営費を補助します。	厚木市との共同事業です。
⑧訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者などの身体の清潔の保持または心身機能の維持を図るため、訪問入浴サービスを事業者に委託して実施します。	これまでと同じサービス内容です。(利用料は無料)
⑨更生訓練費給付事業	身体障害者更生援護施設=旧法施設(身体障害者療護施設を除く)に入通所している方に更生訓練費を給付します。	施設における職業訓練事業です。
⑩本人活動支援事業	知的障害者が、自分に自信を持ち、自立のために社会に働きかけるなどの活動を支援します。	障害者団体を通じて補助します。

緑化事業進んでいます

第2回海老名市 男女共同参画セミナー

「地域で男女共同参画を進めていくには ～リーダーに求められるもの」

市では、男女共同参画推進活動の知識を学ぶセミナーを開催します。

地域で男女共同参画を進めるには、日常生活で「女は：」「男は：」という固定的な考え方にとらわれない「リーダー」(伝え手・担い手)が必要です。リーダーとしての力を養うため、ぜひご参加ください。

▽日時 10月20日・27日、11月10日の毎金曜(全3日間) 午後1時30分～3時30分

▽会場 市役所702会議室(2日目のみ701会議室)

▽対象・定員 市内在住、在勤で原則3日とも参加できる方・30人

▽内容 1日目Ⅱ「男女共同参

画を進めていく意味くあらためて確認してみよう」、2日目Ⅱ「地域での具体的な行動・実践の試み」どんな力が必要なのか」、3日目Ⅱ「これからの女性リーダーに求められる要件」実践して学び、学んで実践する」※各回とも講義と演習

▽講師 さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター・下村美恵子氏

▽参加費 無料

▽主催 市、県立かながわ女性センター ※託児あり(予約制)。

申 問 10月13日(金)までに電話または直接、広聴相談課(☎23・4568)へ。

10月1日から、出産育児一時金・葬祭費の支給金額が次のとおり変わります。

●出産育児一時金

国保加入者の方が出産された場合(妊娠85日以上の出産で、生産・死産・人工流産などの別は問いません)の出産育児一時金の支給額が、30万円から35万円に引き上げられます。また、この一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

●葬祭費

国保加入者の方が亡くなった場合、葬祭費用を負った場合、

一時金の一部を事前に貸付けする制度もあります。

市では、男女共同参画推進活動の知識を学ぶセミナーを開催します。

地域で男女共同参画を進めるには、日常生活で「女は：」「男は：」という固定的な考え方にとらわれない「リーダー」(伝え手・担い手)が必要です。リーダーとしての力を養うため、ぜひご参加ください。

▽日時 10月20日・27日、11月10日の毎金曜(全3日間) 午後1時30分～3時30分

▽会場 市役所702会議室(2日目のみ701会議室)

▽対象・定員 市内在住、在勤で原則3日とも参加できる方・30人

▽内容 1日目Ⅱ「男女共同参

問 (= 問い合わせ先) の電話番号は各部署への直通電話の番号です